

## 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会権利擁護推進委員会設置規程

### (設置の目的)

第1条 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、第三者による社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会権利擁護推進委員会（以下「委員会」という。）を、協議会が実施する事業およびサービス（以下「事業等」という。）の利用者（以下「利用者」という。）の権利擁護を推進することを目的として設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、事業等において利用者の人権を擁護するに必要な事項で、利用者の生命、健康、人格、財産、居所に関わる権利及びその他の利益の侵害に関する重要な事項に関することを所掌する。

### (委員会の職務)

第3条 委員会は、前条の事項を対象として以下の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 利用者の権利擁護を図るための調査、助言、指導、勧告。
- (2) 協議会が事業等の適正な運営を行うための調査、助言、指導、勧告。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項。

### (委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、協議会会長が委嘱する9名以内の委員をもって構成する。

- (1) 公益を代表する者。
- (2) 法律に関し学識経験を有する者。
- (3) 医療に関し学識経験を有する者。
- (4) 福祉サービスの利用者を代表する者。
- (5) その他、協議会会長が特に必要と認めた者。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

### (委員)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員会)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外のものの出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、第8条に規定する申出の調査にあたっては、委員の中から当該申出の担当委員を決めることができる。

(申出)

第8条 第2条に定める事項について、委員会へ申出ができる者は、事業等の利用者のほか、次に掲げる者とする。申出は文書、電話、口頭等、方法は問わない。

- (1) 利用者の配偶者、三親等以内の親族、及びこれらに準ずる者で利用者と同居している者。
- (2) 利用者本人の住所を担当する民生委員・児童委員。
- (3) 利用者本人の成年後見人等。
- (4) 前2号に掲げる者のほか、事業等の提供者、利用者の近隣の住民等、利用者の生活に相当の関係を有していると認められる者。

(申出の処理)

第9条 委員会は、前条に定める申出から20日以内に、当該申出に係る必要な調査等を始めなければならない。

- 2 委員会は、当該申出及び調査の内容について、第7条第3項に規定する担当委員から報告を受けて協議を行い、当該申出にかかる委員会開催の日から30日以内に協議会会長に通告しなければならない。
- 3 協議会会長は、前項の通告を受けた時は、当該申出に係る事実の調査及び是正のために、必要と認める措置をとらなければならない。また、調査の結果及び行った是正措置について、委員会へ報告しなければならない。
- 4 委員会は、協議会会長からの調査の結果及び是正措置について、申出人に遅滞なく通知しなければならない。ただし、通知に至るまでに相当の時間を要すると思われる時は、適宜、経過を申出人に通知しなければならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、事務局を権利擁護支援課におく。

(守秘義務)

第11条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 事務局職員についても、前項の規定を準用する。

(個人情報保護)

第12条 委員会の運営及び事務の処理にあたっては、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）に基づき、個人情報の保護

等適正な管理に努めなければならない。

(情報開示)

第13条 委員会は非公開とし、議事録及び資料については原則として非開示とする。ただし、申出人等から開示請求があった場合は、個人情報保護規程第10条及び第11条に基づき開示するものとする。

(委員の費用弁償)

第14条 委員への費用弁償は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程により支給することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。